

自体が発生するか否かは未確定だからである。

被告は、犬のレスキューを主な事業活動としていたから、寄付金が犬のレスキューに費消される以上、被告が目的外に寄付金を使用していたことにはならず、仮に原告の主張によっても被告に寄付金の返還義務はない。

## 第2 被告の返還約束について

原告は、寄付金の返還義務に基づいて被告が寄付金の返還に応じたかのような主張をするが、誤りである。なぜなら、当然の返還義務に基づいて寄付金を返還する必要があるならば、被告が条件を設定する必要はないからである。

被告としては、返還義務がないことを前提に、一定の要件を満たした者にだけ寄付金を返還することとしたのであって、個別に返還合意をしたに過ぎない。したがって、被告が返還約束をしたことは、当然に残余金を返還すべきことを前提としたものではない。

## 第3 募金等の私物化と隠蔽について

被告が、収支報告をしなかったのは、そもそも広島での現場活動が終了していなかったからに過ぎない。被告は、これまでのレスキュー活動においても、各現場での活動が終了してから収支報告をしていた。今回も、その前提で活動していたに過ぎないのである。

被告が指定した募金先に入金された金銭は、すべて通帳などで管理されており、不明なものはない。したがって、この度の原告からの調査囑託の申立については、被告としては何ら反対するものではない。

被告としても、入金状況等を明らかにすることは全くやぶさかではないが、証拠として提出するためには、個人情報等を全て抹消した上で提出せねばならないため、調査囑託の結果を待って、さらに必要な証拠を提出することを考えている。

以上